

函館市

高齢者虐待対応支援マニュアル

～誰もが尊厳をもって暮らせる地域を目指して～



平成23年3月制定
令和3年4月改定
函館市保健福祉部

はじめに

高齢者やその家族が地域の中で尊厳をもって暮らせる地域社会は、誰もが求めているものですが、高齢者に対する虐待の実態が明らかになり、その深刻な状況が表面化しております。

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の定義、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待の通報等を受けた場合の措置等が定められました。

函館市における養護者による高齢者虐待の相談・通報は令和元年度で48件あり、そのうち、18件を高齢者虐待と判断しました。

高齢者虐待の相談・通報に対しては、函館市地域包括支援センターや市の担当課が各事案に対応しておりますが、相談・通報の多くは、介護支援専門員や介護保険事業所職員等が高齢者に接している中で発見する事例であり、地域の民生委員や近隣の方等の相談・通報は少数となっています。

また、高齢者虐待は家庭内で起こることが多いことから、虐待を受けている高齢者の中には自ら支援を求められない人もいることが考えられます。

そのような高齢者の方々が安心して生活できるためにも、地域の方や関係機関の皆様が高齢者虐待のサインに気づき、円滑な支援につなげていくことが必要です。

高齢者虐待の発生には、長年の家庭生活で形成された親子・夫婦関係や家族の介護疲れ等のストレス、経済的問題等様々な要因があり、対応にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度・施策に関する情報や知識が必要となります。そのため、対応の各段階において、複数の関係機関が情報を共有し、連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築することが必要になってきます。

このマニュアルは、高齢者虐待の相談・通報があった場合の対応ポイントを示したものであり、地域で高齢者を支援する関係者が業務の参考とされるよう願っております。

〈 目 次 〉

1 高齢者虐待とは

- (1) 高齢者虐待の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 高齢者虐待の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 養護者による高齢者虐待への対応について

- (1) 市と地域包括支援センターの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 関係機関の役割とネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 虐待への対応手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ア 虐待の発見・相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (ア) 虐待の発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (イ) 虐待の相談・通報の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - イ 事実確認、緊急性の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (ア) 事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (イ) コアメンバー会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (ウ) 立入調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ウ 個別ケース会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - エ 支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (ア) 緊急性が高い場合の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (イ) 緊急性が高くないと思われる場合の支援・・・・・・・・ 15
 - オ 情報の集約と支援方針の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (ア) 情報の集約・共有化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (イ) 支援方針の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (ウ) 支援の終結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について

- (1) 養介護施設の設置者および養介護施設従事者等の義務について・ 18
 - ア 養介護施設の設置者等の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - イ 養介護施設従事者等における虐待の通報義務・・・・・・・・ 18
 - ウ 守秘義務との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - エ 不利益取り扱いの禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 市の対応等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ア 市による事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - イ 老人福祉法および介護保険法の規定による権限の行使・・・・ 19
 - ウ 市から北海道への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - エ 虐待状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

4 高齢者虐待相談窓口

- (1) 養護者による高齢者虐待の相談窓口・・・・・・・・・・ 2 2
- (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談窓口・・・・・・・・ 2 2
- (3) その他の関連する相談窓口・・・・・・・・・・ 2 3

5 様式集

- (1) 相談・通報・届出受付票（総合相談）（様式1）・・・・ 2 5
- (2) 高齢者虐待情報共有・協議票（様式2）・・・・ 2 6
- (3) 事実確認票-チェックシート（表面）（様式3）・・・・ 2 7
- (4) 事実確認票-チェックシート（裏面）（様式4）・・・・ 2 8
- (5) 立入調査証明書（様式5）・・・・ 2 9
- (6) 高齢者虐待事案に係る援助依頼書（様式6）・・・・ 3 0
- (7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書（様式7）・・・・ 3 1

6 関係法令等

- (1) 函館市高齢者・障がい者虐待防止等対策協議会設置要綱・・・・ 3 2
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律・・・・ 3 4